

平成30年8月8日

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ案に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された第二次取りまとめ案に対して下記の意見を述べる。

当委員会はこれまでメディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいては NHK のインターネット利用を容認してきた。その前提として受信料制度との整合性や、市場での競争が民間事業者を圧迫することのない公正なものになることを求めると同時に、業務・受信料・ガバナンスを三位一体で改革すべきだと訴えてきた。

第二次取りまとめ案は「新たな時代の公共放送」として、NHK のインターネット活用業務拡大を是認する方向性を打ち出した。放送法で禁止されている常時同時配信については「国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性がある」と、いくつかの条件をクリアすれば解禁は妥当であるとの認識を示した。「インターネット活用業務に関する現行のセーフガード措置の見直し」として、NHK が定めるインターネット実施計画や実際の業務を総務省や第三者が事後チェックし、会計上の透明性を確保するよう求めてもいる。NHK のインターネット事業の過度な拡大に歯止めをかけつつ、ガバナンス強化に資する具体的な改革案を盛り込んだことは評価できるが、NHK の肥大化につながりかねない懸念も多く残っている。他方第二次取りまとめ案は、「放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用」として、民間放送事業者の経営の自由度を制限しかねない施策を提言している。以下、第二次取りまとめ案の問題点につき「NHK」「周波数の有効活用」の二項に分け、具体的に指摘する。

NHK について

第二次取りまとめ案は、NHK の三位一体改革を常時同時配信解禁の前提条件と位置付けているが、改革の実現時期を明記していない。NHK が従来通り 2019 年度中の解禁を主張するのであれば、常時同時配信だけがなし崩し的に進んでしまう危惧がある。NHK は第二次取りまとめ案の趣旨を重く受け止めるとともに、すでに民間事業者がインフラを整備し、市場原理で競争が展開されているインターネット空間に、独占的な受信料収入でまかなわれる NHK が参入する特異性を自覚する必要がある。そのうえで、NHK は三位一体改革の工程表を作成・公表すべきだ。総務省には、NHK に対し具体性のある工程表作成を急がせるよう求める。

三位一体改革の中で特に重要なのが受信料のあり方だ。NHK は本来業務の放送に加え、

インターネットを本格的に活用した「公共メディア」に変化する方針を打ち出しているが、いまだ「公共メディア」の具体像と、それを支える新たな受信料制度の姿が見えない。常時同時配信解禁を機に、「公共メディア」としての受信料の性格、規模および用途について、基本的な考え方を示すべきだ。常時同時配信にかかる費用を切り出して開示することも検討してはどうか。

仮に常時同時配信が解禁されたとしても、NHKのインターネット活用業務は放送の補完であり、その規模と範囲は抑制的であるべきであることに変わりはない。NHKがインターネット活用業務に使える金額の上限は、政府が認可した「インターネット活用業務実施基準」により、各年度受信料収入の2.5%と規定されている。「公共メディア」としてのNHKも、基本的にはこうした考え方を踏襲するべきであり、引き続き抑制的な業務運営に努めるべきである。

NHK常時同時配信の「範囲」についても懸念がある。第二次取りまとめ案は、一定期間の見逃し配信と一体で提供することについて「一定の合理性がある」としたが、NHKは有料の見逃し配信サービス・NHKオンデマンド(NOD)を受信料と別会計で運営している。NHKは、NODには放送とは別の権利許諾料・設備維持費・回線費が発生することや、受信料という公的資金を利用し市場に参入することが公正な競争環境の確保に悪影響を及ぼしかねないとの懸念が強いことに鑑み、放送法73条に基づき放送事業と会計を区分している。こうした基本的な考え方は「公共メディア」としてのNHKでも維持されるべきだ。見逃し配信提供のあり方については、まずはNHKがこうした懸念に配慮した結論を出したうえで、総務省にも適切な制度設計を求める。

第二次取りまとめ案が、NHKが常時同時配信を実施する際には「サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うこと」を求めたことは適切である。中でも配信プラットフォームの構築については、民間事業者の負担を増加させたり、新規参入の機会を奪ったりすることのないよう、公正な競争環境を担保することが必要だ。

ガバナンス改革については、NHK本体及び関連会社の会計や人事の透明性を確保するとともに、関連会社の利益剰余金は受信料引き下げの原資にもなりうるとの観点から、受信料見直しとリンクした改革とすべきである。

周波数の有効活用について

第二次取りまとめ案は、ローカル局による設備の高度化や経営基盤のあり方について検討するとしているが、これは第一義的に民間企業である各ローカル局の経営判断の問題であり、法令で経営の自由度を制限することは控えるべきだ。ホワイトスペースの有効活用についても言及があるが、今回の西日本豪雨災害で、NHKと並び民間放送事業者の災害報道の意義や有用性が改めて確認されており、緊急事態に対処する放送局の公共的使命を毀損しない制度設計を求めたい。

以 上